

価格転嫁・適正取引の推進と付加価値向上に向けた自主行動計画

一般社団法人テレコムサービス協会

令和7年10月8日制定

我が国経済がデフレから脱却し成長に向けた好循環を実現していくためには、インターネット業界を含む我が国の産業界全体において、原材料価格やエネルギーコストのみならず賃上げの原資を含む適切な価格転嫁が行われることによる適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、近年の物価の上昇に負けない賃上げが行われることが必要であり、このためには「賃上げこそが成長戦略の中核」との考え方方に立ち、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるために、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが不可欠である。

こうした認識の一方、令和7年5月16日に下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号）が成立し、5月23日に公布された。今後、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）は中小受託取引適正化法（取適法）、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）は受託中小企業振興法（振興法）が通称となる。両法は、令和8年1月1日に施行されるため、改正内容について早期に理解を深め適切に対応していくことが重要である。

（中小受託取引適正化法のポイント）

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定の禁止
- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止
- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加
- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加
- 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与

（受託中小企業振興法のポイント）

- 対象取引に、運送委託を追加
- 資本金基準に加え、従業員数基準を適用基準に追加
- 多段階の事業者の共同での振興事業計画作成が可能に
- 国及び地方公共団体の責務規定の追加
- 主務大臣に、より具体的措置をとるべきことを「勧奨」する権限を付与

当協会は、電気通信事業及び情報通信事業に関連する業務を行う者を会員に含む一般社団法人として、これらを契機とし、インターネット業界における価格転嫁・適正取引の推進と付加価値向上に即した適正な取引を一層推進し、もって当協会から我が国経済の好循環を実現していくことを目的として、上記の指針を踏まえた業界として開かれたな公平・公正な取引、サプライチェーン全体の共存共栄、十分な対話をを行い相互の価値の結合と向上を図るため、今般の法改正の趣旨に沿った自主行動計画を策定し、次に掲げる事項に取り組んでいくものとする。

1 重点事項

1-1 合理的価格決定

協会会員と取引先の双方の共同で継続的な原価低減努力に努めることが重要であり、取引先との価格交渉などに当たっては、品質、機能、納期期間などの条件、付加価値、物価や労務費の変動などの寄与度等も考慮し、十分な協議により適正に価格を決定するものであるが、現在の下請中小企業振興法に基づく振興基準（以下、「振興基準」という。）を踏まえたものとする。

令和8年1月に施行される「対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加」されること及び「従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分が新設され、適用基準が追加」されることにも適切に対応していくものとする。

また、協議、交渉時に威圧的な態度や言動と受け取られないよう努め、取引先間の公平性確保にも留意していくものとする。

具体的には、取引協議や価格低減要請などを行う際には、「振興基準第4「対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項」の「1 対価の決定の方法の改善」の（1）取引対価は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、親事業者及び下請事業者が十分に協議して決定していくものとする。その際、親事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わないものとする。」により示された「取引対価の協議に関する望ましくない事例」などは行わないよう努めるものとする。

〔取引対価の協議に関する望ましくない事例〕

- ① 目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褄の合う内容の見積り又は提案を要請すること。
- ② 過度に詳細な見積りを要請し、それを下請事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。
- ③ もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して、殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、親事業者が意図する取引対価を下請事業者に押し付けること。
- ④ 競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、親事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと。

下請事業者は、国・地方公共団体、中小企業の支援機関等に相談する等して積極的に情報を収集して交渉に臨むよう努めていくものとする。

合わせて、同(4)により示された「労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。」に取り組むこととする。

さらに、同(7)「親事業者は、以下に掲げる行為を始めとする客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く原価低減要請（原価低減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。以下同じ。）

を行わないものとする。また、親事業者及び下請事業者双方が協力して行った原価低減活動の効果を取引対価に反映する場合には、当該効果に対する双方の寄与度を踏まえ、合理的に取引対価を設定するものとし、〔原価低減要請に関する望ましくない事例〕や〔取引対価への反映に関する望ましくない事例〕などは行わないよう努めるものとする。

〔原価低減要請に関する望ましくない事例〕

- ① 具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。
- ② 原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
- ③ 口頭で削減幅等を示唆した上で、下請事業者から見積書の提出を求めるなど、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。

〔取引対価への反映に関する望ましくない事例〕

- ① コスト削減効果を十分に確認せず、取引対価の低減を押し付けること。
- ② 下請事業者の努力によるコスト削減効果を、一方的に取引対価の低減に反映すること。

なお、昨今の情勢から、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化が求められていることに鑑み、価格交渉時において価格転嫁の議論をないがしろにせず、適正な検討を行うものとする。

1-2 代金支払いの適正化

取引価格のみならず、支払方法も取引先の事業活動に大きな影響を与えることを認識し、支払方法について、今般の振興基準や関連通達の改正を踏まえ取引先と十分に協議し、下請事業者などの資金繰りに配慮したものとするよう改善に努めていく。

支払遅延の禁止については、親事業者には、成果物を受領後 60 日以内で支払期日を定める法律上の義務がある。親事業者は、検収が終了していないとも、法の定めを踏まえて設定した支払期日までに下請事業者に対して下請代金の全額を支払わなければならない。

支払方法の留意点については、代金の支払は、取適法上、手形による支払が禁止されていることに鑑み、できる限り現金によるものとする。少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。なお、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む場合には、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者は、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないものとする。

1-3 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

会員は、自らの取引に起因して、取引先が労使協定の限度を超える時間外労働、休日労働等による長時間労働及びこれらに伴う割増賃金の未払い等、労働基準関連法令に違反することのないよう十分に配慮して、取引先と取引を行うものとする。

やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合には、取引先が支払うこととなる残業代等の増加コストについても負担するものとする。

1－4 知的財産の保護及び取引の適正化

「知的財産取引の適正化について」（令和3年3月31日 20210319 中庁第6号）を踏まえ、「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」に基づき、知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）をいう。以下同じ。）に係る取引を行うものとする。その際、知的財産権等の取扱いに係る取引条件の明確化のため、同通達附属資料「契約書ひな形」の活用に努めるものとする。

知的財産の保護については、下請事業者は、自らが権利を有する知的財産について、特許権、著作権等の知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。知的財産権等の取扱いに関し、契約内容を明確化し、書面等により契約を締結するものとする。その際、親事業者は、下請事業者の事業活動に影響を及ぼすことのないよう、迅速に契約を締結するものとする。

〔取扱いを明確にすべき事項〕

- イ 知的財産権等に係る対価の決定方法
- ロ 知的財産権等の権利の所在、二次利用、貸与等に係る対価及びその許諾等の手続
- ハ 秘密保持義務等の期間

知的財産権の譲渡等の適正化については、親事業者は、下請事業者から著作権の譲渡を受ける場合であっても、著作者人格権は一身専属的な権利であり、下請事業者に対し譲渡を求めるることはできないことに留意するとともに、十分な協議を行うことなく、著作者人格権の不行使を求めるものとする。

2 適正取引のための支援活動の推進、教育の徹底と人材育成の推進

調達活動を行う上で、サプライチェーン全体の技術力、品質に関する能力、価格努力などに支えられている事を踏まえ、会員の行動規範、規則・基準・手順手引きなどに取り込み、教育の実施を通じて行動を徹底し、P D C Aサイクルにより調達活動を改善することに努めるものとする。

業界全体の適正な取引の推進は、関係者との信頼関係を築き、すなわち業界全体の共存共栄な関係を長期間維持していくものとして重要な事項であることを認識し、支援活動に努めていくものとする。

3 自然災害等への対応に係る留意事項

地震などの自然災害、サイバー攻撃、コロナなどの感染症、国際情勢の変化等による事業活動の基盤における重大な障害の発生などにより、サプライチェーンが寸断されることのないよう諸法令に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の策定、ひいては事業継続計画（B C P）の策定に努めるとともに、事業継続マネジメント（B C M：B C P等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）を意識した取り組みに留意していくものとする。

4 自主行動計画の策定、商慣習の見直し、パートナーシップ構築宣言

適正取引の推進と付加価値向上に向けた自主行動計画の策定について、今般の法改正の趣旨を踏まえ取り組むことに努めていくものとする。

合わせて、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」を行うことを推進し、その取組の充実や改善を図っていくものとする。

5 関連のガイドラインの遵守

価格転嫁・適正取引の推進と付加価値向上に向けた自主行動計画の実施に際し、協会の他の自主行動計画と合わせて遵守するとともに、関係省庁の定める知的財産取引に関するガイドライン（中小企業庁）、トラック運送業における下請・荷主適正化取引推進ガイドライン（国土交通省）及びトラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン（厚生労働省、国土交通省、経済産業省、農林水産省）を遵守していくものとする。

本自主行動計画の実施に当たっては、今般の法改正の趣旨を適切に踏まえ取り組むことに努めていくものとする。

6 協会における継続的な取組

協会は、会員における取引の一層の適正化を図るため、会員における本計画の実施状況について継続的なフォローアップを実施し、必要に応じた本計画の改定を行う。

以 上